防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第七十四号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条の二第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第四項から第九項までを削る。

附則第十項中「平成十九年改正令」を「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第五十七号）」に、「平成十八年改正令」を「防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号。次項において「平成十八年改正令」という。）」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第十一項中「受ける俸給月額」の下に「（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）附則第十五条の規定による俸給の額を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項を附則第五項とし、同項の次に次の三項を加える。

6　技術研究本部下北試験場又は防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第七十四号。以下「平成二十二年改正令」という。）の施行の日（以下「基準日」という。）の前日において特地官署として防衛大臣が指定していた官署に勤務する職員であつて、基準日から平成二十五年三月三十一日までの各月において、その月に受けるべき特地勤務手当に係る別表第六の防衛大臣の定める級の級別区分（以下「現在級」という。）が基準日の前日における平成二十二年改正令による改正前の同表の防衛大臣の定める級の級別区分（以下「基準級」という。）より下位となり、又は特地勤務手当の支給を受けないこととなるものに対しては、同日から引き続き当該官署に勤務している者にあつては第十条第三項各号に定める日に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と基準日の前日に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（その額が当該職員の同項各号に定める日に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受けるべき俸給及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）に、差分割合（現在級が基準級より下位となる者にあつては基準級に係る同条第二項に定める割合と現在級に係る同項に定める割合との差に相当する割合をいい、特地勤務手当の支給を受けないこととなる者にあつては基準級に係る同項に定める割合をいう。）を乗じて得た額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を更に乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を特地勤務手当として支給し、これらの者以外の者にあつてはこれらの者に支給される額との権衡を考慮して防衛大臣が定める額を特地勤務手当として支給する。

一　基準日から平成二十三年三月三十一日までの期間　百分の百

二　平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間　百分の七十

三　平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの期間　百分の四十

7　技術研究本部下北試験場又は基準日の前日において特地官署若しくは準特地官署として防衛大臣が指定していた官署に勤務する職員（これらの者が官署を異にする異動により当該官署に在勤することとなつた日（当該異動によりその日前一年以内に在勤していた当該官署に在勤することとなつた場合（防衛大臣が定める場合に限る。）には、その日前の防衛大臣が定める日）又はこれらの者が在勤する官署が移転して当該特地官署若しくは準特地官署に該当することとなつた日から起算して四年に達した者を除く。）であつて、基準日から平成二十五年三月三十一日までの各月において、その月に受けるべき準特地勤務手当に係る第十条の二第二項の表の第三欄若しくは第四欄に掲げる割合が低割合（同月における同表の第三欄又は第四欄に掲げる割合が基準日の前日における同表の第三欄又は第四欄に掲げる割合より低いものとなるものをいう。以下この項において同じ。）となり、又は準特地勤務手当の支給を受けないこととなるものに対しては、基準日の前日から引き続き当該官署に在勤している者（防衛大臣が定めるものを除く。）にあつては差分額（低割合となる者にあつては同日に支給されていた準特地勤務手当の月額（その額が同条第二項又は第三項の規定による準特地勤務手当の月額を超えることとなる期間については当該これらの規定による準特地勤務手当の月額をいい、平成二十二年改正令による改正前の附則第七項の規定の適用を受けていた者にあつては当該規定の適用がないものとした場合における準特地勤務手当の月額をいう。以下この項において同じ。）と同月に受けるべき準特地勤務手当の月額との差に相当する額をいい、準特地勤務手当の支給を受けないこととなる者にあつては当該同日に支給されていた準特地勤務手当の月額をいう。）に、前項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を準特地勤務手当として支給し、これらの者以外の者にあつてはこれらの者との権衡を考慮して防衛大臣が定める額を準特地勤務手当として支給する。

8　育児短時間勤務職員に対する前二項の規定の適用については、附則第六項中「定める日に受けるべき俸給」とあるのは「定める日に育児短時間勤務職員であつたと仮定した場合に同日に受けることとなる俸給」と、「前日に受けるべき俸給」とあるのは「前日に育児短時間勤務職員であつたと仮定した場合に同日に受けることとなる俸給」と、前項中「同日に支給されていた準特地勤務手当の月額」とあるのは「同日に育児短時間勤務職員であつたと仮定した場合に同日に支給されることとなる準特地勤務手当の月額」とする。

別表第六を次のように改める。

別表第六（第十条、第十条の二関係）

官署	級別区分
対馬駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は機関（自衛隊法施行令第五十条第一項ただし書に規定する部隊又は機関を除く。）	二級
自衛隊の部隊及び機関（前項の官署を除く。）で防衛大臣の指定するもの	一級から六級までのいずれかの級で防衛大臣の定めるもの

備考　防衛大臣の定める級の級別区分は、一の年について、又は十一月一日から翌年三月三十一日までの期間（以下この表において「特定期間」という。）及び特定期間以外の期間に区分した上で、その双方若しくは一方について定めるものとする。

附　則

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

防衛大臣　北澤　俊美

内閣総理大臣　鳩山由紀夫